

滋賀県水源森林地域保全条例に基づく届出の状況について

1 届出制度の概要

本県の森林の有する水源かん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることから、適正な土地利用に向けた取組として、水源森林地域内の土地の所有権等の移転等の情報を事前に把握するため、滋賀県水源森林地域保全条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づく届出制度を平成 28 年 1 月 1 日から導入しました。

《制度概要》

【届出の対象】 県内の水源森林地域

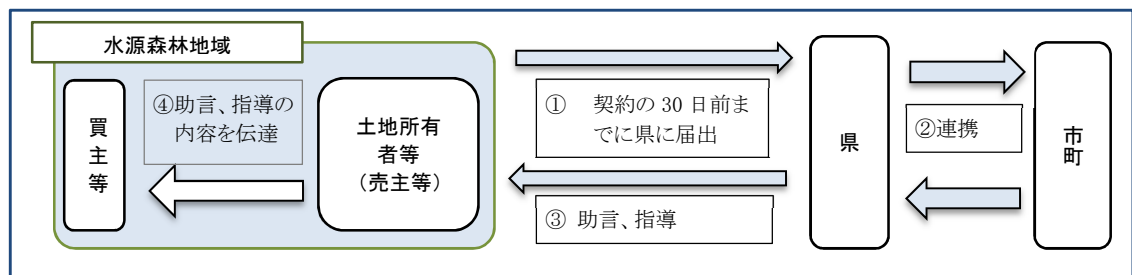
【届出の対象となる行為】

所有権、地上権、地役権、賃借権および使用貸借に係る権利の移転または設定に係る契約を締結する場合

【届 出 者】 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方

【届出時期】 契約を締結しようとする日の 30 日前まで

《届出の流れ》



2 届出の状況

(1) 届出件数

期 間	件 数	面 積
平成 27 年度(H28. 1～H28. 3)	13 件	272,959 m ²
平成 28 年度(H28. 4～H29. 2)	73 件	379,245 m ²
計	86 件	652,204 m ²

(2) 利用目的別件数

山林所有 37 件、工業用地開発 27 件、住宅建築用地 9 件、放牧場 5 件、資材置場 3 件、太陽光発電用地 3 件、駐車場用地 2 件

(3) 土地所在市町別件数

日野町 30 件、甲賀市 14 件、大津市 13 件、米原市 9 件、高島市 6 件、彦根市 4 件、長浜市 4 件、東近江市 3 件、近江八幡市 1 件、湖南市 1 件、多賀町 1 件

(4) 取得者形態別件数

個人 31 件、法人 55 件

県内 69 件、県外 17 件

※外国資本による取得 0 件